

# [介護支援専門員 資料 1]

## 介護支援専門員証の更新について

- I 介護支援専門員証の更新について
- II 介護支援専門員法定研修一覧
- III 介護支援専門員証の更新に必要な研修の判定フロー
- IV 介護支援専門員証交付手続き
- V 介護支援専門員に関する Q & A

※主任介護支援専門員については、「[介護支援専門員 資料 2] 主任  
介護支援専門員について」を参照してください。

山口県長寿会課地域包括ケア推進班

平成 3 1 年(2019 年) 3 月 作成  
令和 6 年(2024 年) 5 月 改訂

## I 介護支援専門員証の更新について

- ◆ 介護支援専門員証（以下、「専門員証」という。）には、5年間の有効期間があります。  
有効期間が満了した場合は、介護支援専門員としての業務に就くことができません。
- ◆ 専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の①②両方の手続きを行う必要があります。

### 【専門員証の更新に必要な手続き】

- ①更新のために必要な研修を受講する。
- ②当該研修修了後、現に有する専門員証の有効期間満了日の4か月前から1か月前までの期間に、専門員証交付手続き（更新）を行う。

※研修を修了しただけでは専門員証は更新されません。必ず専門員証交付手続き（更新）を行ってください。

- ◆ 専門員証の更新をせずに有効期間が満了した後、再び介護支援専門員の業務に就きたい場合は、次の①②両方の手続きを行う必要があります。

### 【有効期間満了後に介護支援専門員の業務に就きたい場合の手続き】

- ①再研修を受講する。
- ②当該研修修了後、速やかに専門員証交付手続き（新規）を行う。

※新しい専門員証が手元に届くまでは介護支援専門員の業務には就けません。

- ◆ 介護支援専門員として就労される方は、介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。  
また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業者がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないようお願いします。

- ◆ 問い合わせ先

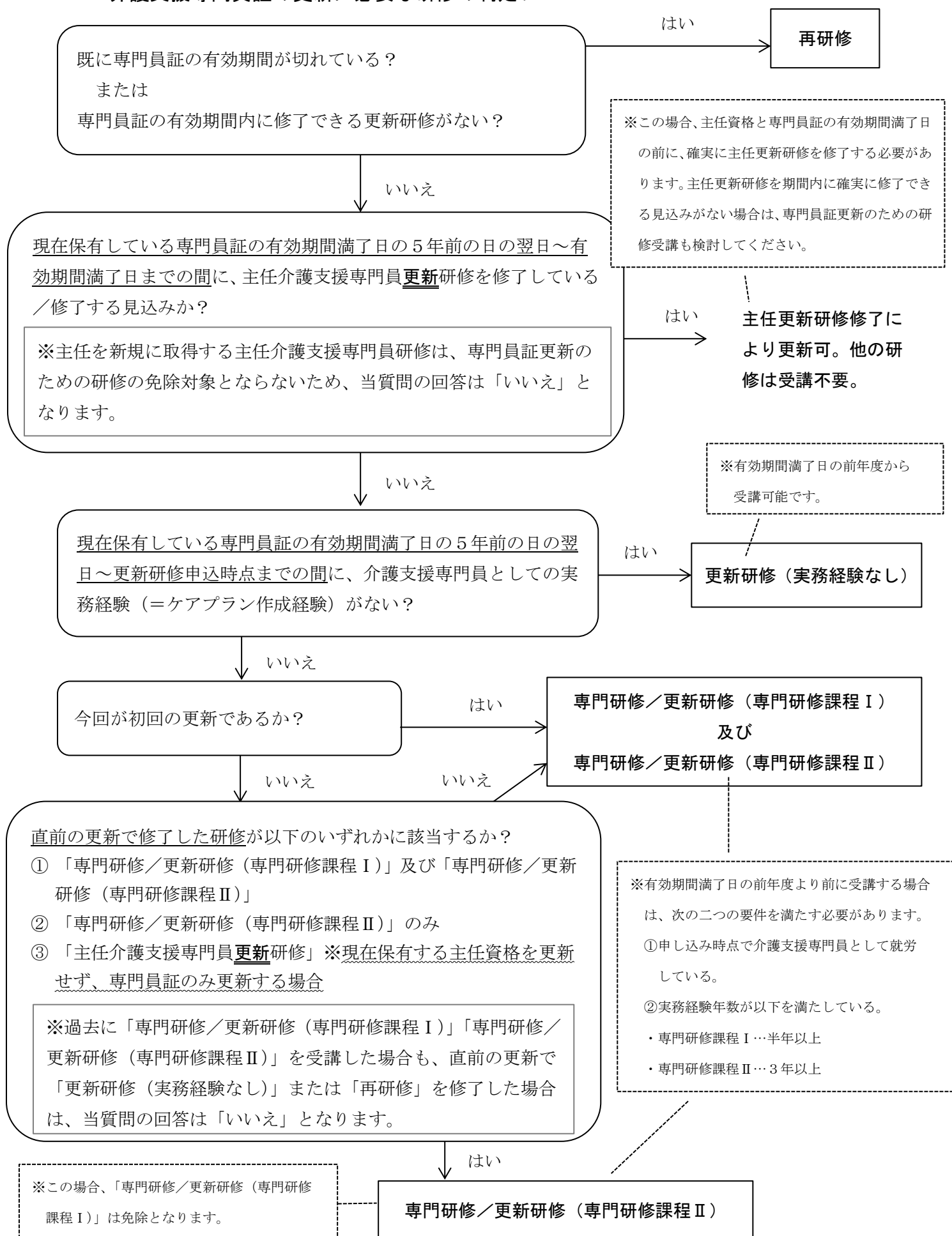
山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班 電話番号：083-933-2788

## Ⅱ 介護支援専門員法定研修一覧

| 研修名                                                                                                                                                                                    | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>介護支援専門員専門研修／更新研修<br/>(実務経験あり)</p> <p>介護支援専門員専門研修／更新研修<br/>(専門研修課程Ⅰ)<br/>研修時間 56 時間<br/>実施機関 山口県社会福祉協議会</p> <p>介護支援専門員専門研修／更新研修<br/>(専門研修課程Ⅱ)<br/>研修時間 32 時間<br/>実施機関 山口県社会福祉協議会</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験者を対象とした資質向上研修／更新研修。専門員証更新のためには「専門研修課程Ⅰ」と「専門研修課程Ⅱ」の両方を修了する必要がある。(ただし、免除となる場合あり。詳細は次ページ参照。)</li> <li>・受講する時期により研修の呼び方が異なる。専門員証の有効期間満了日の前年度より前に受講する場合は「専門研修」、前年度以降に受講する場合は「更新研修」と呼ぶ。</li> <li>・「専門研修」として受講する場合は、申し込み時点で介護支援専門員として就労している必要があり、「専門研修課程Ⅰ」では半年以上の、「専門研修課程Ⅱ」では3年以上の実務経験が必要。</li> <li>・「更新研修」として受講する場合は、実務経験があれば、その期間は問わない。</li> </ul> |
| <p>介護支援専門員更新研修(実務経験なし)<br/>研修時間 54 時間<br/>実施機関 山口県介護支援専門員協会</p>                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験のない者を対象とした更新研修。</li> <li>・専門員証の有効期間満了日の前年度から受講可能。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>介護支援専門員再研修<br/>研修時間 54 時間<br/>実施機関 山口県介護支援専門員協会</p>                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門員証の有効期間満了日を経過している者(当該研修の修了日時点で有効期間満了日を経過している者)を対象とした研修。</li> <li>・当該研修を修了後に専門員証交付申請を行い、専門員証が手元に届けば、介護支援専門員として就労できる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>主任介護支援専門員研修<br/>研修時間 70 時間<br/>実施機関 山口県社会福祉協議会</p>                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員の資格を取得するための研修。</li> <li>・当該研修を受講するためには、実務経験期間等の要件を満たす必要がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>主任介護支援専門員更新研修<br/>研修時間 46 時間<br/>実施機関 山口県社会福祉協議会</p>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員の資格を更新するための研修。</li> <li>・当該研修を受講するためには、法定外研修受講等の要件を満たす必要がある。</li> <li>・主任資格の有効期間満了日の前々年度から受講可能。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>介護支援専門員実務研修<br/>研修時間 87 時間<br/>実施機関 山口県介護支援専門員協会</p>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象とした研修。</li> <li>・当該研修修了後、登録・専門員証交付手続きが完了すれば、介護支援専門員として就労できる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |

主任資格については資料2参照

### Ⅲ 介護支援専門員証の更新に必要な研修の判定フロー



## IV 介護支援専門員証交付手続き

専門員証の更新に必要な研修が修了しましたら、下記のとおり書類一式を山口県長寿社会課まで送付してください。

県に交付申請書が到着した後、おおむね2週間を目途に、更新後の介護支援専門員証を返信用封筒により発送します。交付申請書を提出済みの方で、3週間以上経過しても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班（083-933-2788）までお問い合わせください。

### ◆ 提出書類

① 介護支援専門員証交付申請書（別記第6号様式）

※様式は県HP「かいごへるぷやまぐち」からダウンロード

■申請書に貼付するもの

- ・山口県収入証紙 4,200円 ※市役所、町役場、県内県税事務所で購入可
- ・写真 ※縦3cm×横2.4cm 交付申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名を記載したもの

② 更新に必要な研修の修了証明書の写し

③ 介護支援専門員証の写し ※原寸をA4用紙にコピーのこと

④ 返信用封筒

※定形郵便封筒（縦23.5cm×横12cm以内）に簡易書留代の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載したもの。簡易書留代について、最新の切手代金は県HP「かいごへるぷやまぐち」を参照のこと。（各種届出様式掲載ページに表示。）

⑤ 介護支援専門員証登録事項変更届出書（別記第3号様式）

※住所・氏名に変更がある場合のみ

### ◆ 申請期間

有効期間満了日の4か月前から1か月前まで

※有効期間満了日の1か月前を過ぎると、手続きが間に合わない可能性があります。

### ◆ 提出先

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

## V 介護支援専門員に関するQ & A

### 【登録関係】

|     |                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------|
| 問 1 | 平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」について、介護支援専門員の登録番号（8桁）はどうか |
|-----|--------------------------------------------------------|

（答） 登録番号は、3 5 + 登録証明書に記載のある6桁の番号 となる。

例えば、介護支援専門員登録証明書の記載番号

第98－0001号           →       3 5 9 8 0 0 0 1

第03－0100号           →       3 5 0 3 0 1 0 0

※山口県で当初登録の場合、登録番号は以下の8ケタとなる。

3 5 X X□□□□

（X X…西暦年度の下2桁（2018年度に取得した場合はX X＝18）

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 問 2 | 氏名及び住所が変わったが、どのような手続きが必要であるか。 |
|-----|-------------------------------|

（答） 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければならないことになっています。

住所の変更の場合は、山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報から「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」をダウンロードし、登録内容の変更の手続きをしてください。

なお、氏名に変更があった場合は、「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」及び「介護支援専門員証書換え交付申請書（第8号様式）」をダウンロードし、登録内容の変更と専門員証の書換えの手続きをしてください。

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 問 3 | 山口県で登録しているが、他県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。（山口県 → 他県） |
|-----|-------------------------------------------------------|

（答） 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請書」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班（〒753-8501 山口市滝町1-1）に送付すること。（なお、住所等の変更が生じている場合は、山口県宛に「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」を併せて提出が必要。）

山口県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付する。（山口県を経由し、手続きを行う。）

|     |                                                   |
|-----|---------------------------------------------------|
| 問 4 | 他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(他県 → 山口県) |
|-----|---------------------------------------------------|

(答) 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書（第2号様式）」及び「介護支援専門員証移転交付申請書（第7号様式）」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。

登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。(登録県を経由し、手続きを行う。)

#### 【介護支援専門員証の交付関係】

|     |                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------|
| 問 5 | 介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていないが、介護支援専門員の業務をしてよいか。 |
|-----|-----------------------------------------------------|

(答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることはできない。

介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）」をダウンロードし、手続きを行うこと。

なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している場合も、介護支援専門員の業務をすることはできない。(問9参照)

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 問 6 | 介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。 |
|-----|---------------------------------|

(答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書（第9号様式）」をダウンロードし、手続きを行うこと。

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 問 7 | 介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。 |
|-----|------------------------------------|

(答) 定められた研修を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）」をダウンロードし、有効期間が満了する4か月前から1か月前までに、申請手続きを行うこと。

手続きの詳細は、「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

|     |                                             |
|-----|---------------------------------------------|
| 問 8 | 介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が送付されるか。 |
|-----|---------------------------------------------|

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付することはできない。更新手続きについては問 7 を参照のこと。

|     |                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 問 9 | 有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|

(答) 必要な研修を受講済みの場合は、速やかに介護支援専門員証交付申請を行うこと。必要な研修を受講していない場合は、再研修を受講修了後に、介護支援専門員証交付申請を行うこと。

証交付申請後、介護支援専門員証が手元に届いたのち、介護支援専門員の業務に就くことができる。介護支援専門員証の交付を受けていない状態で介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援専門員の登録を削除することがあるため、注意すること。

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 問 10 | 当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。 |
|------|-----------------------------------------------------------------|

(答) 失効した証（「介護支援専門員登録証明書（A 4 版、携帯用の両方）」又は「介護支援専門員証」）は、県に返却すること。（下記あて送付のこと。）

〔郵送先〕 〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 問 11 | 有効期間満了日が平成表記となっている介護支援専門員証について、新元号（令和）への書き換え手続き等は必要か。 |
|------|-------------------------------------------------------|

(答) 書き換え手続き等は不要。有効期間満了日は新元号に読み替えた日付となる。（「かいごへるぷやまぐち」に掲載している平成－令和－西暦の対応表を参照。）



### 【認定調査員関係】

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 問 1 2 | 「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査員を引き受けることは可能か。 |
|-------|----------------------------------------------------|

(答) 認定調査員として、委託を受けるためには、認定調査員（新規）研修を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、認定調査員（新規）研修を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599□□□□、3500□□□□～3507□□□□の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の①～③のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に研修を受講する必要がある。

- ① 3598□□□□の人で、平成11年度の補修研修（認定調査員（新規）研修）を受講していない人
- ② 3598□□□□～3599□□□□及び3500□□□□～3507□□□□に該当しない人で、認定調査員（新規）研修を受講していない人
- ③ 他県の登録者で、認定調査員（新規）研修を受講していない人

### 【研修関係】

|       |                |
|-------|----------------|
| 問 1 3 | 研修は、いつ開始されるのか。 |
|-------|----------------|

(答) 毎年度2～3月に、次年度のおおよその年間スケジュールを山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載する。具体的なスケジュールについては、順次同サイトに掲載する各研修の開催要綱を確認すること。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 問 14 | 研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。 |
|------|----------------------------|

(答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等入手の上、研修実施機関に申し込むこと。

- ① 研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぷやまぐち」に掲載するので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。
- ② 郵送希望の場合は、各研修の実施機関（問20参照）に問い合わせること。

|      |                                              |
|------|----------------------------------------------|
| 問 15 | 以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を受講したらよいか。 |
|------|----------------------------------------------|

(答) 現在保有している専門員証の有効期間満了日の5年前の日の翌日～更新研修申込時点までの間に、介護支援専門員としての実務経験（＝ケアプラン作成経験）がある人は、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」（56時間）及び「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」（32時間）の両方を受講する必要がある。

なお、直前の更新で修了した研修が「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」及び「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」か、もしくは「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」のみである場合は、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」は受講免除となり、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」の修了だけで更新できる。

また、現在保有する主任資格を更新せず、専門員証のみ更新する人が、直前の更新で修了した研修が「主任介護支援専門員更新研修」である場合も、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」は受講免除となる。

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 問 16 | 実務経験者の更新研修（Ⅰ（56時間）＋Ⅱ（32時間））を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。 |
|------|---------------------------------------------------------------|

(答) 問15のとおり。

|      |                                                      |
|------|------------------------------------------------------|
| 問 17 | 平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明書を紛失したが、再発行はできるか。 |
|------|------------------------------------------------------|

(答) 研修受講当時の研修実施機関に問い合わせること。各機関の連絡先は問18を参照。なお、問18の表に記載のない機関については、山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせること。

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 問 18 | 山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教えてください。 |
|------|--------------------------------------------|

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

| 項 目                                                                            | 担 当 機 関                          |                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|                                                                                | 名 称                              | 連 絡 先                                                          |
| ・介護支援専門員の登録<br>・介護支援専門員証の交付<br>・研修制度全般<br>に関すること                               | 山口県長寿社会課<br>地域包括ケア推進班            | 〒753-8501<br>山口市滝町1-1<br>電話 083-933-2788<br>FAX 083-933-2809   |
| ・実務研修<br>・更新研修（実務経験なし）<br>・再研修<br>に関すること                                       | 一般社団法人<br>山口県介護支援専門員<br>協会       | 〒753-0072<br>山口市大手町9-6<br>電話 083-976-4468<br>FAX 083-976-4469  |
| ・専門研修／更新研修（課程Ⅰ）<br>・専門研修／更新研修（課程Ⅱ）<br>・主任介護支援専門員研修<br>・主任介護支援専門員更新研修<br>に関すること | 社会福祉法人<br>山口県社会福祉協議会<br>福祉研修センター | 754-0893<br>山口市秋穂二島1062<br>電話 083-987-0123<br>FAX 083-987-0124 |

#### 注意

- ◆研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。
- ◆介護支援専門員証交付申請書（新規・更新）は、山口県長寿社会課へ提出のこと。  
（更新研修等の実施機関では受付をしていない。）
- ◆有効期間が満了するまでに、研修受講及び研修修了後の更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めに立てること。

- ◆研修制度については、ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載している。
- ◆原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせのこと。

# [介護支援専門員 資料2]

## 主任介護支援専門員について

- I 主任介護支援専門員の資格について
- II 主任介護支援専門員更新研修修了者の  
介護支援専門員証の更新について
- III 主任介護支援専門員研修の受講要件について
- IV 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について
- V 主任介護支援専門員に関するQ&A

※介護支援専門員証の更新については、「[介護支援専門員 資料1]  
介護支援専門員証の更新について」を参照してください。

山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

平成31年(2019年) 3月 作成  
令和 6年(2024年) 5月 改訂

## I 主任介護支援専門員の資格について

### (1) 主任介護支援専門員の資格取得及び更新について

- ◆ 主任介護支援専門員の資格（以下、「主任資格」という。）を取得するには、主任介護支援専門員研修（以下、「主任研修」という。）を修了することが必要です。なお、主任研修を受講するためには、「Ⅲ 主任介護支援専門員研修の受講要件について」で説明する要件を満たす必要があります。
- ◆ 主任資格の更新制度が平成 28 年度から導入され、5 年間の有効期間が設定されました（平成 26 年度までに主任資格を取得した者は経過措置あり）。  
主任資格を更新するためには、主任資格の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することが必要です。なお、主任更新研修を受講するためには、「Ⅳ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について」で説明する要件を満たす必要があります。
- ◆ 主任更新研修は、主任資格の有効期間満了日の前々年度から受講可能です。

### (2) 主任介護支援専門員の資格取得及び更新に関する手続きについて

- ◆ 主任資格の取得及び更新においては、必要な研修の修了以外、別途手続きは不要です。
- ◆ 主任資格には介護支援専門員証（以下、「専門員証」という。）のようなものではなく、主任研修及び主任更新研修の修了証明書が資格を証明するものとなり、修了証明書に記載されている有効期間において、主任資格を有していることになります（平成 27 年度までに主任資格を取得した者の初回の有効期間は次項のとおりです。）。

専門員証の更新は別途手続きが必要です。  
(後述Ⅱを参照)

|                     |   |                        |
|---------------------|---|------------------------|
| 介護支援専門員の資格を証明するもの   | … | 専門員証                   |
| 主任介護支援専門員の資格を証明するもの | … | 主任研修及び主任更新研修の<br>修了証明書 |

※主任介護支援専門員として就労するためには、この二つが必要です。

### (3) 主任介護支援専門員の有効期間について

- ◆ 平成 27 年度以降に主任資格を取得した者の有効期間は 5 年間であり、その有効期間は研修の修了証明書に記載されています。主任資格の更新を行う場合は、主任資格を取得した主任研修修了日を基準に、5 年ずつ有効期間が延びていきます。
- ◆ 平成 26 年度までに主任資格を取得した者の初回の有効期間は修了証明書には記載されておらず、以下の日までが有効期間となります。
  - 平成 23 年度までに取得した者 … 平成 31 年(2019 年) 3 月 31 日まで
  - 平成 24～26 年度に取得した者 … 令和 2 年(2020 年) 3 月 31 日まで当該者が主任資格の更新を行う場合は、初回に主任資格を更新した主任更新研修修了日を基準に、5 年ずつ有効期間が延びていきます。
- ◆ 主任資格を保有している者は、主任資格の有効期間（主任研修及び主任更新研修の修了証明書に記載されている有効期間）と、介護支援専門員そのものの有効期間（専門員証に記載されている有効期間）の、2 種類の有効期間があることになります。  
どちらか一方でも有効期間が切れると主任資格が喪失します。また、専門員証の有効期間が切れると、主任資格が有効期間内であっても、当然ながら介護支援専門員としての業務に就けなくなります。  
資格の更新を行う方は、二つの有効期間が切れることがないように、計画的に更新研修を受講するよう注意してください。

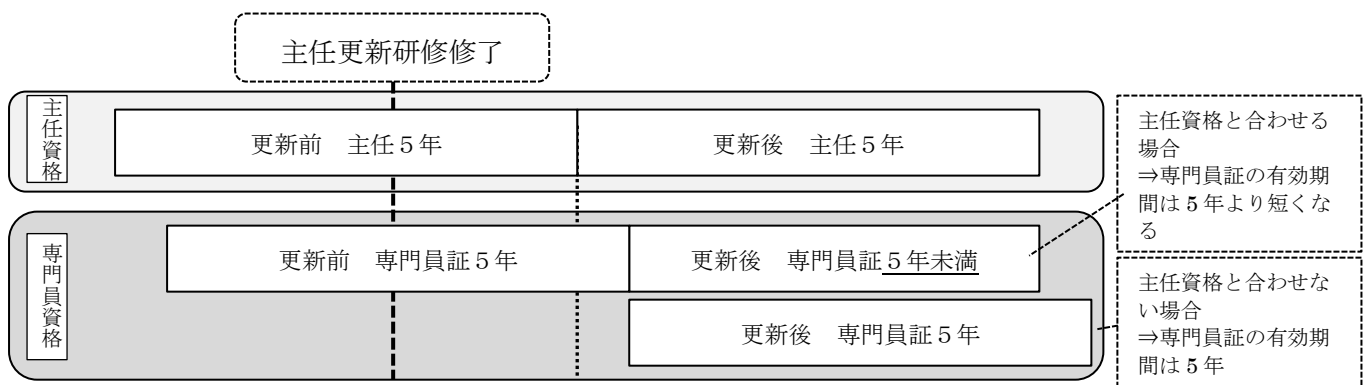
## Ⅱ 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の更新について

### (1) 介護支援専門員証の更新に必要な研修の免除について

- ◆ 専門員証の更新を行うためには介護支援専門員更新研修の受講が必要ですが、現在保有している専門員証有効期間満了日の5年前の日の翌日～有効期間満了日までの間に主任更新研修を修了した場合、この主任更新研修により専門員証の更新が可能です。(介護支援専門員更新研修は受講免除となります。)
- ◆ 主任更新研修の修了により専門員証の更新を行う場合は、必ず、主任資格と専門員証の双方の有効期間満了日の前に主任更新研修が修了するようにしてください。  
主任更新研修は主任資格有効期間満了日の前々年度から受講可能ですが、専門員証の有効期間満了日までに主任更新研修を修了できない可能性がある場合は、先に専門研修課程Ⅱ等の介護支援専門員更新研修を受講しておいてください。
- ◆ なお、主任資格を新規に取得する主任研修の修了では、専門員証更新に必要な研修は免除とならないため、注意してください。

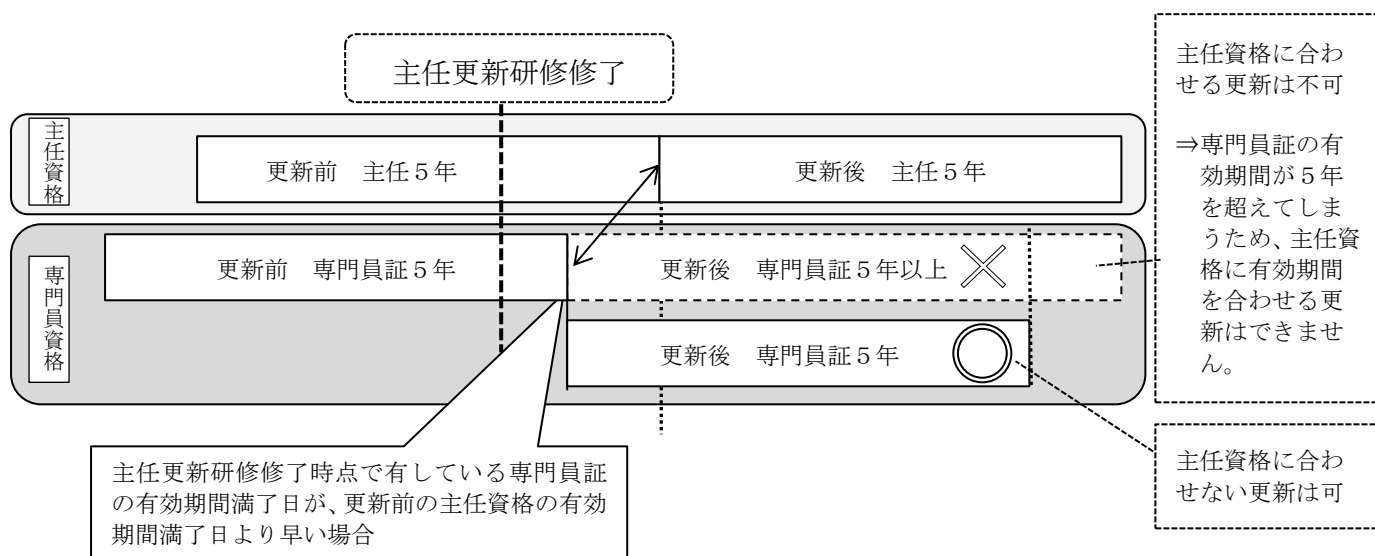
### (2) 主任更新研修修了による専門員証更新の際の専門員証有効期間について

- ◆ 主任更新研修修了により専門員証の更新を行う場合、更新後の専門員証の有効期間を、主任資格と合わせるか、主任資格と合わせず通常どおり5年間とするか、選択が可能です(主任資格の有効期間を短縮することはできないため、合わせる場合は専門員証の有効期間を短縮して調整します)。

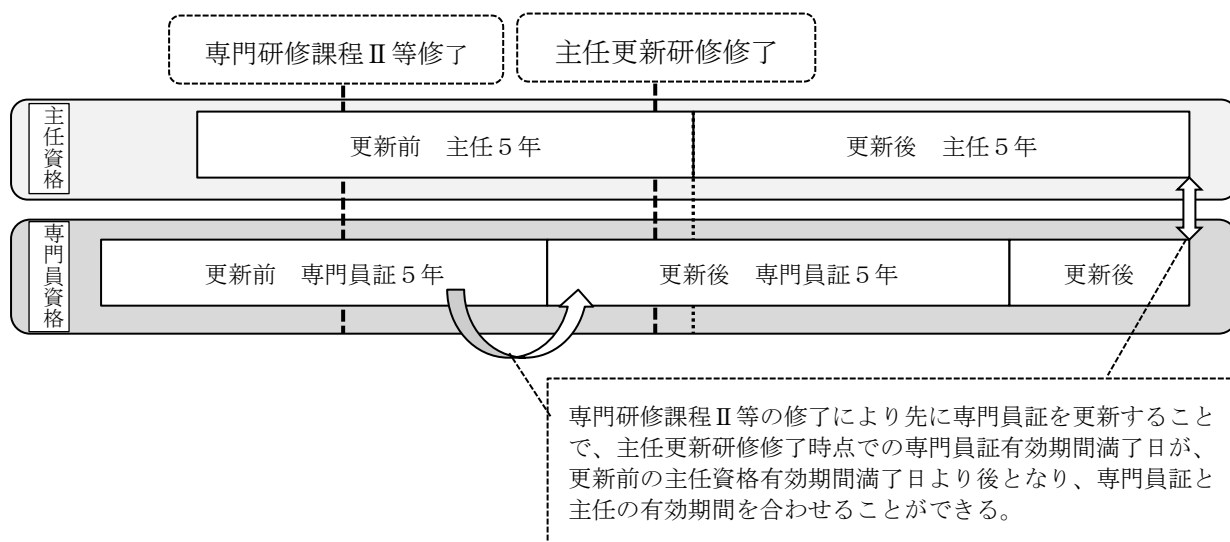


- ◆ 専門員証の有効期間を主任資格と合わせた場合、更新後の専門員証の有効期間は、初回は5年より短くなりますが、有効期間の管理がしやすくなります。これらを踏まえた上で、「有効期間を合わせる／合わせない」を選択してください。

- ◆ なお、主任更新研修修了時点で有している専門員証の有効期間満了日が、更新前の主任資格の有効期間満了日より早い場合は、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることができません。（専門員証の有効期間が制度で定められている5年を超えてしまうため。）



このパターンに該当する者が、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることが希望する場合は、主任更新研修修了前に、専門員証更新のための研修受講及び専門員証更新を済ませる必要があります。（各有効期間と研修開催日程の関係で、実質的に当該対応ができない場合があります。）





### (3) 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の更新手続きについて

- ◆ 主任更新研修修了者が専門員証の更新手続きを行う場合も、必要な書類は通常の専門員証更新手続きと同様です。この際、「更新に必要な研修の修了証明書」として、主任更新研修の修了証明書を添付してください。
- ◆ 専門員証の更新手続きが可能な時期は、以下のとおりとなります。
  - 有効期間を主任資格と合わせる場合
    - … 更新後の主任資格の有効期間開始日から、現に有する専門員証の有効期間満了日の1か月前まで
  - 有効期間を主任資格と合わせない場合
    - … 現に有する専門員証の有効期間満了日の4か月前から、同1か月前まで
- ◆ 専門員証の有効期間と主任資格の有効期間を合わせるか否かの意思確認については、介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）により行います（様式中に主任資格と合わせるか否かの選択欄がありますので該当箇所にチェックしてください）。
- ◆ 当該手続きは、介護支援専門員証の更新に係る手続きであり、主任資格に係る手続きではありません。

専門員証と主任資格の有効期間を合わせる場合も、介護支援専門員の資格を証明するものは介護支援専門員証であり、主任介護支援専門員の資格を証明するものは研修の修了証明書です。介護支援専門員証に「主任」の文言が記載される訳ではありません。

提出書類等は「[介護支援専門員 資料1] 介護支援専門員証の更新について」を確認してください。

### Ⅲ 主任介護支援専門員研修の受講要件について

主任介護支援専門員研修を受講するためには、次の要件を満たす必要があります。

居宅サービス計画等を提出し、その内容から利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、受講申込み時点において、下記の要件（１）～（３）をすべて満たす者。

- （１） 山口県内の地域包括支援センター（ブランチを含む（注６））（以下「地域包括支援センター」という）、居宅介護支援事業所その他の事業所等（注１）において、現に介護支援専門員として勤務していること。（注２）
- （２） 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。  
具体的には、以下のアからオのいずれかに該当すること。
  - ア 専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して５年（６０か月）以上である者。（ただし、管理者との兼務は期間として算定できる（注３）ものとする。）
  - イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して３年（３６か月）以上である者。（ただし、管理者との兼務は期間として算定できる（注３）ものとする。）
  - ウ 介護保険法施行規則第１４０条の６第１号イの（３）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（注５）として、現に地域包括支援センターに配置されている者。
  - エ 現に地域包括支援センターに勤務している者であって、当該地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員として配置が予定されている者。（ただし、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有する者とする。）
  - オ 介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して５年（６０か月）以上であって、介護支援専門員に対する法定研修の講師を務めた者。（ただし、山口県介護支援専門員協会から介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として推薦のあった者とする。）
- （３） 直近の修了した研修が、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修である者。（基礎課程の受講により専門研修課程Ⅰの受講が免除になっている者を含む。）

注1 次の事業所、施設等（以下「事業所等」という。）を対象とします。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

注2 注1に定める事業所等において介護支援専門員として勤務している場合であっても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていない場合は該当しません。

注3 「専任」とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。なお、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定できます。

注4

- ① 「従事した期間」は、注1に定める事業所等において従事した期間を対象とします。ただし、(2)のア、イの場合は専任（注3）の介護支援専門員として従事した期間が対象となります。(2)のオの場合は専任、兼任を問いません。

また、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた期間や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていなかった期間は対象となりません。

- ② 従事した期間は次により算定することとします。
  - ・受講申込み時点で算定してください。
  - ・端数の日数は30日を1か月とし、30日に満たない期間は切り捨ててください。
  - ・病気休業、育児休業等による休職期間を除きます。

注5 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計・老振・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）の6の(1)の③に定める者をいいます。

注6 ブランチとは、H18厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」の4の(1)に規定する、地域住民の利便を考慮し、地域住民に身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口をいう。

#### Ⅳ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

主任介護支援専門員更新研修を受講するためには、(1)～(4)のいずれかの要件を満たす必要があります。なお、(1)(3)(4)は申し込み時点を基準とします。

- (1) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者。
- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で、8回以上（他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで）かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から従事した経験（他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。）について、5時間あたり法定外研修1回に置き換えることができる。  
 ※山口県外からの登録移転者については、勤務する（勤務していた）事業所が属する都道府県が受講要件として認めている研修に限る。  
 ※研修講師は、その証明により研修を受講したものとする。
- (3) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

#### ◆要件（2）法定外研修の受講パターン例

※前回更新（もしくは新規取得）した年度の3年後に主任更新研修を受講するとした場合

|                                | 受講要件を満たすパターン |    |                | 受講要件を満たさないパターン |    |              |
|--------------------------------|--------------|----|----------------|----------------|----|--------------|
| 前回の主任更新研修修了年度<br>（または主任研修修了年度） | 1回           | 0回 | 4回<br>（全て県外）   | 2回             | 2回 | 6回<br>（全て県外） |
| 〃 の1年後                         | 4回           | 0回 | 4回<br>（うち2回県外） | 2回             | 4回 | 1回           |
| 〃 の2年後                         | 1回           | 8回 | 2回             | 2回             | 1回 | 2回           |
| 今回の主任更新研修受講年度<br>（ 〃 の3年後）     | 2回           | 0回 | 0回             | 2回             | 0回 | 0回           |

「計8回以上」受講しているが「いずれかの年度内に4回以上」の要件を満たさない

「いずれかの年度内に4回以上」受講できているが、「計8回以上」の要件を満たさない

「6回の県外受講のうち4回までしか認められない」ため、「計8回以上」の要件を満たさない

■ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件拡充について（令和５年１１月～）

主任介護支援専門員研修の受講要件（２）について、令和５年１１月から、法定研修（注１）のファシリテーター実働時間を主任更新研修の受講要件に加える拡充を行いました。

＜改正前＞

（２） 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者

＜改正後＞

（２） 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）に従事した経験（他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。）について、５時間あたり法定外研修１回に置き換えることができる。

注１ 法定研修とは、下記のとおりです。

- ①介護支援専門員実務研修
- ②介護支援専門員専門/更新研修（専門研修課程Ⅰ）
- ③介護支援専門員専門/更新研修（専門研修課程Ⅱ）
- ④介護支援専門員更新研修（実務経験なし） ⑤介護支援専門員再研修
- ⑥主任介護支援専門員研修 ⑦主任介護支援専門員更新研修

◆この拡充により、ファシリテーターとしての実働経験と法定外研修を計８回分となるように組み合わせることによって、主任更新研修の受講要件を満たすことも可能になりました。

| 年次                             | 法定外研修   | ファシリテーター実働 | 単年度内４回要件            |
|--------------------------------|---------|------------|---------------------|
| 前回の主任更新研修修了年度<br>（または主任研修修了年度） | １回      | ０時間        | —                   |
| 〃 の１年後                         | ２回      | １０時間（２回分）  | ○（計４回分）             |
| 〃 の２年後                         | １回      | ４時間        | 計１０時間<br>（２回分）<br>— |
| 〃 の３年後                         | ０回      | ６時間        |                     |
| 合計                             | ４回      | ２０時間（４回分）  |                     |
| 合計８回要件                         | ○（計８回分） |            |                     |

※山口県内の法定研修におけるファシリテーター実働時間のみ対象  
（法定外研修及び県外の研修でのファシリテーター実働時間は対象外）

## V 主任介護支援専門員に関するQ & A

|     |                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問 1 | 受講要件（２）の「前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加」とあるが、どの期間にどのように要件研修に参加すればよいのか。 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（答） 前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で、合計８回以上、かつ、いずれかの年度で４回以上参加すればよい。

|     |                                              |
|-----|----------------------------------------------|
| 問 2 | 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員更新研修を受講する必要があるか。 |
|-----|----------------------------------------------|

（答） 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修は免除となる。

|     |                                                      |
|-----|------------------------------------------------------|
| 問 3 | 主任介護支援専門員研修を受講した場合も、主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されるのか。 |
|-----|------------------------------------------------------|

（答） 免除されない。

主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は介護支援専門員更新研修を受講したとみなされるが、主任介護支援専門員研修を受講したことでは、介護支援専門員更新研修は免除されない。

|     |                                               |
|-----|-----------------------------------------------|
| 問 4 | 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員証の有効期間更新の手続きは必要か。 |
|-----|-----------------------------------------------|

（答） 主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されないため、主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間内に更新手続きを行う必要がある。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 問 5 | 主任介護支援専門員更新研修はいつから受講できるか。 |
|-----|---------------------------|

（答） 前回修了した主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了証明書に記載されている有効期間満了日の前々年度から受講可能。

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 問 6 | 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。 |
|-----|--------------------------------|

(答) 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格が喪失となる。介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能。

|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 問 7 | 主任介護支援専門員資格を更新しなかった場合、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいか。 |
|-----|----------------------------------------------------|

(答) 主任介護支援専門員更新研修を受講せず資格が喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 問 8 | 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合も主任介護支援専門員資格は有効か。 |
|-----|---------------------------------------|

(答) 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員資格も喪失する。

ただし、主任介護支援専門員資格の有効期間内に、介護支援専門員証有効期間が切れた場合でも、再研修修了により新たに介護支援専門員証の交付を受けることで主任介護支援専門員の資格は再び有効となる。

|     |                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| 問 9 | 受講要件（２）のファシリテーターとして従事した経験とは、どの期間にどのようなに従事したものが受講要件として算定されるのか。 |
|-----|---------------------------------------------------------------|

(答) 法定研修のファシリテーターとして従事した経験について、受講要件として算定可能となる期間は法定外研修と同じく、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間である。

上記の期間内にファシリテーターとして従事した時間を積算し、５時間あたり法定外研修１回を受講したことと同様に扱う。これを法定外研修の受講回数と合わせて、計８回以上、かつ、いずれかの年度で４回以上となるように参加すればよい。